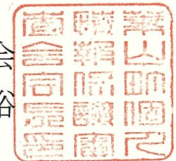


葉 個 審 第 1 号
令和5年1月 24 日

葉山町長 山 梨 崇 仁 殿

葉山町個人情報保護審査会
会 長 河 野 康 裕



個人情報保護審査会諮問書について(答申)

令和 4 年 10 月 7 日付け葉総第 66 号により葉山町長から諮問された「葉山町個人情報保護法施行条例の制定及び葉山町個人情報保護条例（平成 11 年葉山町条例第 16 号）の廃止について」（以下「本件諮問」という。）次のとおり答申する。

1 答申

諮問にかかる葉山町個人情報保護法施行条例の制定及び葉山町個人情報保護条例（平成 11 年葉山町条例第 16 号）の廃止は適当と認める。

2 理由

（1）本件諮問の内容

ア 本件諮問は、令和 3 年 5 月に改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）が成立し、地方公共団体ごとの制度や運用の不統一や不整合を解消するため、全国的な共通ルールとしての改正法が地方公共団体にも令和 5 年 4 月から直接適用されることを受け、改正法に抵触する従来の葉山町個人情報保護条例（平成 11 年葉山町条例第 16 号）（以下「従来条例」という。）を廃止し、改正法で許容される内容を規定する条例（以下「法施行条例」という。）を制定することについて諮問するものである。

イ かかる条例の制定及び廃止は、葉山町附属機関の設置に関する条例別表 2（第 2 条関係）に基づき、個人情報保護制度の改善その他重要な事項として当審査会へ諮問されるものであり、今般、これに答申するものである。

ウ 改正法が地方公共団体にも令和 5 年 4 月から直接適用されることから、抵触する従来条例を廃止すること、及び、改正法で許容される内容を規定する条例の制定を行うことは必定であり、検討すべきは制定される法施行条例の具体的な内容となる。

具体的には、改正法においては、条例の規定において手数料の額を定め

ることが義務づけられており（改正法第 89 条第 2 項）、法施行条例においてどのように定めるかが問題となる。

また、改正法においては、要配慮個人情報の追加、不開示情報の範囲、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表、開示請求等の決定期間の短縮、審議会への諮問について、地域の実情等に合わせて条例で定めることできるとされており、法施行条例において別途定めを設けるか、設けるとしてどのように定めるかが問題となる。

（２）手数料額の定め

従来条例においては手数料の額に関連して、実費徴収及びその減免に関する定めがあるが（従来条例第 28 条）、手数料としての規定はない。

これに対し、法施行条例においては、手数料の額を無料であることを明確に定め、実費徴収及びその減免については従来条例と同趣旨の規定を置くとのことである（法施行条例第 3 条）。

改正法の施行によっても、町は、従来の開示請求事務を大きく変える事情はなく、実費負担以外については無料で行われていた開示請求を維持するものである。

もっとも、改正法第 89 条第 1 項により手数料の額の定めを置くことが義務化されたことにより法施行条例第 3 条第 1 項にて手数料の額を無料であることを明確化したものである。

従来の開示請求事務と取扱いが変わるものではなく、改正法に適合したものであり、上記手数料額の定めは相当である。

（３）要配慮個人情報の追加

従来条例においては行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の定める要配慮個人情報の規定を引用して、要配慮個人情報を定義する（従来条例第 2 条第 5 項）。

改正法においては、地域の実情を考慮して追加するべき要配慮個人情報があればこれを追加することを許容するが、町において、追加するべき要配慮個人情報は無いとのことであり、当審査会も同様に解するところである。

したがって、かかる要配慮個人情報の追加の定めを置かないことは相当である。

（４）不開示情報の範囲

従来、町の情報公開条例及び個人情報保護条例においては公務員の氏名が開示情報となっているが、改正法の直接適用により、改正法に基づく開示請求においては公務員の氏名が不開示となり、他方、情報公開条例に基づく開示請求においては公務員の氏名が開示情報となり、開示の範囲が整合しないこととなる。

もっとも、個人情報保護法による開示請求と情報公開条例に基づくそれとの開示の範囲を整合させなければならぬという要請はなく、あえて、むしろ制度ごとに対応が異なることは許容されるのであるから、この整合性をとるために別途条例を制定するべきとまではいえない。

したがって、不開示情報の範囲について別途定めを置かないことは相当である。

(5) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表

従来条例において、個人情報を取り扱う事務（人事給与・福利厚生等の個人情報を除く。）については個人情報取扱事務等録簿の作成及び一般の閲覧の供することが義務づけられている（従来条例第6条第1項）。

もっとも、改正法においては個人情報ファイル簿を作成し、公表をしなければならないとされ（改正法第75条第1項）、個人情報取扱事務登録簿及び個人情報ファイル簿の双方を作成する必要があるかという問題である。

これについて、双方の資料は、一つの個人情報について重複して作成するものであり、あえて事務が煩雑になっても、双方共に作成する利点は乏しく、個人情報の開示請求において個人情報ファイル簿を参照すれば足りる。

したがって、事務の煩雑を生じさせないためにも、個人情報取扱事務等録簿の作成・公表について別途定めを置かないことは相当である。

(6) 開示請求等の決定期間の短縮

従来条例では、請求があった日から原則15日以内に開示決定等を行い、正当な理由があるときは15日以内に限り開示決定等すべき期間を延長すると定める（従来条例第22条）。

これに対し、改正法は、原則30日以内に開示決定等を行い、正当な理由があるときは30日以内に限り開示決定等すべき期間を延長すると定めており（改正法第83条）、法施行条例は従来条例同様の開示決定等の期限を原則15日以内延長15日と定めることで改正法の期限を短縮し（法施行条例4条）、改正法85条の規定により事案の移送が行われたときは、改正法の規定どおり原則30日延長15日と定める（法施行条例6条）。

開示請求等の期間においては、改正法において条例で別途の定めを置くことで短縮することが認められるところ、法施行条例は原則15日延長15日と期間を短縮している。

かかる短縮の趣旨は、従来条例において運用されてきた原則15日延長15日という開示請求期間を維持することで、改正法により開示請求者の利益が後退することを防ぐためのものであり、正当である。

一方で、改正法において、事務の必要性から他の行政機関から提供された個人情報の場合、開示請求の決定をすべき行政機関を提供された行政機関

とする事案の移送があり、事案の移送においては、他自治体に開示請求がされたときに、当該自治体において葉山町へ事案の移送が行うのが相当と判断されてから移送されることになる。

この場合、葉山町が検討を始めた時点で相当期間が経過しており、法施行条例が定める原則 15 日延長 15 日という合計 30 日以内での開示決定等を行うことは不可能である。

その場合は、事案の移送が原則 30 日以内に行われることを踏まえ、開示請求等の期間を原則 30 日延長 15 日以内と定めることで、開示決定等の期間に違反することなく、開示決定等を行うことができ、かつ、開示請求者へ与える影響も最小限とできるのであり、その定めも相当である。

(7) 審議会への諮問

従来条例においては、審査会に諮問するべき場合として各種の定めを置いていたものの、改正法に抵触しない内容での諮問事項に限られることになるところ、法施行条例の定めはかかる改正法の定めを踏まえた規定である。

したがって、審議会への諮問について、法施行条例の定めを置くことは、改正法との矛盾抵触を避けるためのものであるから相当である。

(8) 結論

以上のとおり、改正法の直接適用に伴い、従来条例を廃止し、法施行条例を新たに制定することは相当である。